

J R 利用促進事業内規

J R 利用促進事業補助要領第 3 条の「乗車料金」とは、次のとおりとする。

- (1) 対象旅行において乗車した，広島駅から東城駅間の列車運賃。（フリー乗車券等を利用する場合を除く。）ただし，列車運賃には特別料金を含まないものとする。
- (2) 1 回の旅行中，複数の観光地等を訪れるために，複数の駅で乗降する旅行においては，乗降駅の最西端駅と最東端駅間の列車運賃。
- (3) 団体割引乗車券を利用して旅行する場合は，その列車運賃。
- (4) 広島駅から東城駅間以外の区間から乗り継いで旅行，または広島駅から東城駅間以外の区間へ乗り継いで旅行する場合は，(1)の区間の列車運賃のみ。